

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第十三号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十三の項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、同表の三十一の項事務の欄中「三十の項」を「三十一の項」に改め、同項を同表の三十二の項とし、同表中三十の項を三十一の項とし、二十九の項の次に次のように加える。

三十 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの	生駒市 葛城市 山添村 平群町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 御杖村 明日香村 吉野町 大淀町 東吉野村
1 法第十八条第一項の規定による認可（同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。）	
2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告（1の認可に係るものに限る。）	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係る法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法

律の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請とみなす。